



**下請等中小企業の取引条件改善  
への取組について**

令和3年3月  
中小企業庁

# 目次

1. 下請中小企業振興法及び振興基準の改正について	2
2. 「未来志向型の取引慣行に向けて」について	5
3. 新型コロナウイルス感染症対策に関する取組について	18
4. 下請Gメンヒアリングについて	20
5. 下請法の指導事例	26
6. 自主行動計画の改定について	29

# **1. 下請中小企業振興法及び振興基準の改正について**

# 1-1. 下請中小企業振興法の改正

○取引適正化に向けた対応を強化し、大企業と中小企業が「共存共栄」の関係を構築するため、以下の措置を講じる。

## ①他者に提供するサービスを構成するサービスの委託等を対象とする

(例) スポーツジムの運営者が、ジムでスタジオプログラムのレッスンをフリーランスであるインストラクターに委託する場合など

## ②『振興基準』(望ましい取引慣行)の記載事項の例示として、親事業者の発注書面の交付を明記

## ③下請中小企業の振興のため、国による振興基準に定める事項に関する調査に係る規定を設ける(下請Gメンの調査に法的位置づけを付与)

## ④発注者と下請中小企業との間に入り、中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者の認定制度を創設

### ①対象取引の拡大(役務の場合)

#### 現行の対象範囲

(他者に提供する役務の全部又は一部を委託)

顧客(事業者、消費者)  
(例:ビル所有者)

役務提供  
(例:ビルメンテナンス)

親事業者  
(例:ビルメンテナンス業者)

ビルメンテナンスの一部である清掃サービス(顧客から依頼されたサービス自体の一部)

委託 ↓ 納入

下請事業者  
(例:清掃業者)

#### 対象に追加

(他者に提供する役務を構成する行為を委託)

顧客(事業者、消費者)  
(例:宿泊者)

役務提供  
(例:宿泊サービス)

親事業者  
(例:ホテル運営会社)

客室清掃サービス(宿泊サービスの構成要素だが、顧客から客室清掃自体を依頼されたわけではない)

委託 ↓ 納入

下請事業者  
(例:清掃業者)

#### 引き続き対象外

(他者に提供しない役務の全部又は一部を委託)

顧客(事業者、消費者)

他者への役務提供と無関係

親事業者  
(例:工場)

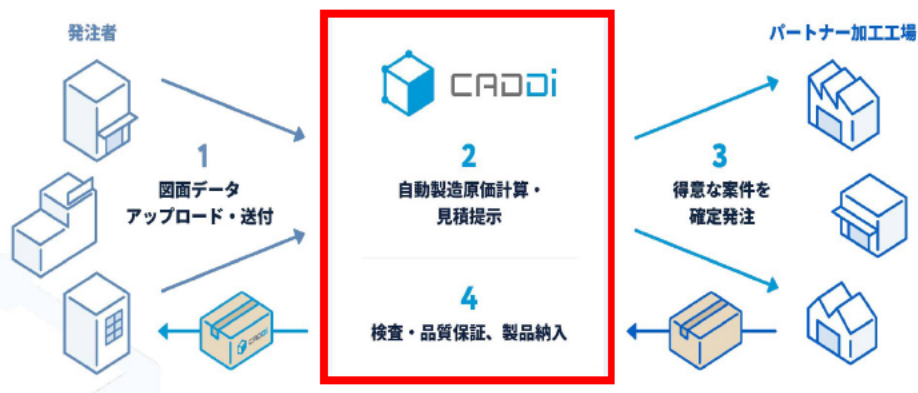
自社工場の清掃を委託(製造工程の一部ではない)

委託 ↓ 納入

下請事業者  
(例:清掃業者)

### ④下請中小企業の利益確保に資する事業を行う事業者の例

<受発注プラットフォームであり受託製造メーカーとしてのCADDi>



※マッチング・仲介のみを行うのではなく、発注者から委託された取引を適切な下請中小企業に再委託するとともに、当該委託及び再委託の工程を管理すること等により下請中小企業の取引機会を創出する事業を行う事業者を認定

# 1-2. 下請中小企業振興法「振興基準」の改正（令和3年3月）について

- 「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」について、以下の項目に関して、令和3年3月末に改正・施行予定。
  - 知的財産の取扱い
  - 手形等の支払サイトの短縮化及び割引料負担の改善
  - フリーランスとの取引
  - 親事業者に対する協議を下請事業者から申し出やすい環境の整備
- 改正「振興基準」を踏まえ、産業界の自主行動計画の改訂要請等を行い、大企業・親事業者に対するより一層の遵守の徹底を図る。

## 改正事項

### ● 知的財産の取扱い

- 取引適正化のため、知的財産取引に関するガイドラインに基づく取引の実施
- 「契約書ひな形」に基づく取引の実施

### ● 手形等の支払サイトの短縮化及び割引料負担の改善

- 手形等のサイトについて、60日以内とするよう努める
- 割引料等のコストについて、親事業者と下請事業者が具体的に検討できるよう、下請代金の額と分けて明示すること

### ● 親事業者に対する協議を下請事業者から申し出やすい環境の整備

- 申し出やすい環境の整備のため、年に1回の価格交渉等の下請事業者による定期的な協議の申出があった場合には、これに応じるものとする

### ● フリーランスとの取引

- 下請事業者たるフリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省）」を踏まえた適切な取引を行うこと

## **2. 「未来志向型の取引慣行に向けて」について**

## 2-1. 「未来志向型の取引慣行に向けて」の推進について①

- 既存の重点3課題の深堀とともに、新たに「知財・ノウハウの保護」「働き方改革に伴うしわ寄せ防止」を追加し、取引適正化重点5課題として取組を推進。
- 「下請Gメンや調査等によるきめ細かな実態把握」、産業界における「契約のひな形・ガイドライン等」の遵守徹底、「下請法等に基づく厳正な指導」を全体の方針として取組を実施。
- コロナ禍の経済状況を踏まえつつ、取引適正化に向けた取組を一層進めていく。

### 新たな重点課題

重点5課題	現状・課題	今後の取組方針
知的財産・ ノウハウの保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業が知的財産権等に関して、公正な条件での適正な契約を締結できていない。</li> <li>● 知的財産権等に関する支援を行うことができる外部の専門人材が少ない。</li> <li>● 企業内において、知的財産等の重要性が認識されていない。</li> </ul> <p>&lt;下請Gメンによって把握した問題事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親事業者が立ち合いと言って工場を見学し、自社のノウハウを持っていかれて内製化されてしまった。(印刷)</li> <li>・海外生産用金型の製造依頼を受け、設計図の有償譲渡はしているが、満足な価格になっていない。(化学)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 知財Gメンによる知財の活用等の実態把握の実施（7月以降）</li> <li>● 大企業・中小企業、学識者、弁護士、支援機関等有識者による検討会を7月に設置。</li> <li>①「知財取引における契約のひな形、ガイドライン」の策定</li> <li>②支援策(普及啓発、支援機関等の専門人材の活用)</li> <li>③知財Gメンの体制強化の検討（知財弁護士の登用等）</li> </ul> <p>について、年度内に公表予定。</p>
働き方改革に伴う しわ寄せ防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和2年4月からの時間外労働の上限規制の中小企業適用を踏まえ、中小企業の実態把握が必要。</li> </ul> <p>&lt;下請Gメンヒアによって把握した問題事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短納期発注が多くなったが、割増料金がもらえない。(自動車)</li> <li>・金曜日に仕事を発注し、「土・日曜日にやれ」と言われた。単価の上乗せは認められなかった。(電機・情報通信機器)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も、Gメン等により取引実態を把握。問題事例に対し、指導・助言を実施。</li> <li>● 良い事例・悪い事例の周知徹底。(業界団体等)</li> </ul>



## 2-1. 「未来志向型の取引慣行に向けて」の推進について②

### 既存の重点課題

重点5課題	現状・課題	今後の取組方針
<b>型取引の適正化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和元年度の協議会の議論を踏まえ、振興基準を令和2年1月に改正し、親事業者による金型の保管料の負担や不要な金型の廃棄などの進展が見られるものの、その進捗は道半ば。</li> <li>● 不要な金型の廃棄の更なる推進と振興基準や型取引適正化推進協議会報告書の周知徹底が必要。</li> </ul> <p>&lt;下請Gメンヒアによって把握した問題事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金型の引取りの要請を行ったが引き取ってもらえず、100型を無償保管中である。(自動車)</li> <li>・親事業者が木型の保管料や廃棄の相談をまったく受け付けてくれない。(工作機械)</li> </ul>	<p>型取引ルールを反映した自主行動計画の改定を踏まえ、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 型取引適正化推進協議会による、各業界団体からの取組状況の聴取。(令和2年8月、12月開催)</li> <li>● 個別企業に対する数万社単位でのフォローアップ調査の実施。(同年10月)</li> <li>● これらの結果を踏まえ、産業界による自主行動計画の改定やアクション等につなげる。</li> </ul>
<b>支払条件の改善</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下請代金の現金払い化については着実に浸透しているものの、業界慣習や大企業間取引に着目すると改善が鈍い。</li> <li>● 手形サイトについては、90日もしくは120日のサイトに張り付いている状況。</li> <li>● 約束手形の割引料が下請代金に加味されておらず、十分な協議がなされていない。</li> <li>● 新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、下請事業者の資金繰り改善のためにも、支払条件改善への一層の取組が必要。</li> </ul> <p>&lt;下請Gメンヒアによって把握した問題事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以前は手形での支払いだったが、今年より月末締め180日後の現金払いに変わった。(電機・情報通信機器)</li> <li>・下請法対象外だが、締切から125日後の現金払いという取引先がある。(自動車)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ①業種ごとの現金払い・手形等の支払期日と取引慣行の実態、②決済手段の在り方(ファクタリング・電子記録債権等を含む)等について、事業者・金融機関等を交え検討会を令和2年7月に設置。</li> <li>● 中小企業への新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、手形通達の再改正を検討</li> <li>● 産業界への働きかけの強化(振興基準、自主行動計画等の再検討)</li> </ul> <p>● 今後も、Gメン等により取引実態を把握。問題事例に対し、指導・助言を実施。</p> <p>● 良い事例・悪い事例の周知徹底。(業界団体等)</p>
<b>価格決定方法の適正化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和2年2月に、賢人会議「中間とりまとめ」において、大企業と中小企業が共存共栄していく関係を構築するため、適正な価格転嫁など取引適正化をサプライチェーン全体で進め、雇用・所得環境を改善させていく必要性を指摘。</li> </ul> <p>&lt;下請Gメンヒアによって把握した問題事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外企業の価格を引き合いに出し半額近い値下げを口頭で要求された。(自動車)</li> <li>・量産ロットの見積もり価格が小ロットの注文にも適用され、利益が出ないので困っている。(電機・情報通信機器)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和2年5月に「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を設置し、個社による下請振興基準の遵守等を含む自主行動宣言(パートナーシップ構築宣言)を通じ、更なる取引適正化を推進。</li> </ul> <p>● 今後も、Gメン等により取引実態を把握。問題事例に対し、指導・助言を実施。</p> <p>● 良い事例・悪い事例の周知徹底。(業界団体等)</p>



## 2-2. 知的財産取引検討会

- **令和2年7月に有識者を交えた検討会を設置。**問題事例の確認・整理や今後の対応策について議論。  
(座長：寺岡 寛 中京大学経営学部教授)
- **計8回開催し、知的財産取引に係る問題事例の把握や課題の洗い出しを進めるとともに、**
  - ①ノウハウを含め知的財産権を事前の承諾を得ずに、他の目的に利用してはならないこと
  - ②金型の設計図面等の提供を強制しないこと**などを示したガイドライン及び契約書ひな形を3月末に公表予定。**さらに、**下請振興法に基づく「振興基準」に反映し、周知浸透を図る。**
- 11月以降には、ガイドラインの定着等に向けて、**外部専門人材の不足への対応や、中小企業における知財の重要性の認識向上**に向けた施策についても議論を進め、それらをとりまとめた報告書を**3月末に公表予定。**

### 中小企業の知的財産に関する取引実態

- **公取委「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」**(令和元年6月)  
(報告事例) 営業秘密であるノウハウの開示等を強要される。名ばかりの共同研究開発契約の締結を強いられる。等
- **下請Gメン(取引調査員)によるヒアリング**

#### 1. 契約締結前

コスト削減のためという名目で共同研究を持ちかけられても当社の持つノウハウをさらけ出して持って行かれるおそれがあるので簡単には乗れない。<自動車>

#### 2. 工場見学・工場監査

親事業者が立合いと言って工場を見学し、自社のノウハウを持っていかれて内製化されてしまった。<印刷>

#### 3. 試作品開発

大手メーカー向けに、試作品を製作(特許技術)。内製化しない旨の誓約書を交わしたにもかかわらず、内製化を進めようとしていたことが判明。抗議したところ、「特許侵害の証拠を見せろ」といわれた。<半導体>

#### 4. 取引開始後

・過去の主要取引先に金型図面を渡したら、そのまま海外でコピーされた。<化学>  
・海外生産用金型の製造依頼を受け、設計図の有償譲渡はしているが、満足な価格になっていない。<自動車>

### 知的財産取引検討会 概要

#### 構成員

学識者、弁護士、弁理士、大企業・中小企業、中小企業支援機関

#### ● オブザーバー

中小企業団体、公正取引委員会、総務省、特許庁、経産省産政局・産技局

#### 論点

- (1)適正な契約締結  
⇒ガイドライン・契約のひな形
- (2)外部専門人材の不足
- (3)中小企業における知財重要性の認識

#### スケジュール

- 第1回 現状と課題の整理(令和2年7月22日)
- 第2回 中小企業へのヒアリング(令和2年7月31日)
- 第3回 ガイドライン・契約書ひな形の方向性の検討(令和2年8月20日)
- 第4回 ガイドライン・契約書ひな形のとりまとめ(令和2年9月24日)
- 第5回～第7回 中小企業における知財活用方策について
- 第8回 とりまとめ

## 2-3. 約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会

- 令和2年7月より、有識者を交えた検討会を設置し、更なる支払条件改善に向けた議論を開始。  
(座長:神田 秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授)
- 計6回開催。手形払いの現金化や、約束手形の以下の論点について議論を行い、  
1) 手形等のサイトは60日以内とすること等を盛り込んだ手形通達の改正  
2) 業種特性を踏まえつつ、5年後の約束手形の利用の廃止に向けて、各産業界・金融界がそれぞれ自主行動計画を策定・改定することを進める等 について取りまとめた報告書を3月に公表。

### 現状（自主行動計画フォローアップ調査）

#### ① 手形払いの現金化：現金支払いの割合が徐々に増加

「すべて現金払い」の割合	平成29年度	平成30年度	令和元年度
発注側	49%	53%	57%
受注側	26%	28%	30%

#### ② 手形サイトの短縮：改善は道半ば

「60日以内」の割合	平成29年度	平成30年度	令和元年度
発注側	14%	13%	18%
受注側	10%	12%	14%

#### ③ 手形割引料（金利分）の代金上乘せ：若干改善も不十分

「概ね勘案」の割合	平成30年度	令和元年度
受注側	19%	23%

### 検討会での手形払いの現金化に関する議論

#### <手形払いの現金化>

- 支払側の8割、受取側の9割が「やめたい」との意向。主な理由は以下の通り。  
支払側：「手形の購入代金・印紙代」  
受取側：「繰延せず現金で支払って欲しい（支払サイトが長い）」  
※他方、やめられない理由として業界の商慣習や、支払側の意向、自社が受注側となる取引において改善が進んでいないため、自らも現金払いができないとの意見も。

#### <手形サイト>

- 手形サイトは支払側が決めている構造。支払側は現状のままで良いとする一方、受取側は短縮すべきとの意見が多い。長い支払サイトは、中小企業の資金繰りへの負担に。
- 割引料については、長年の慣行や企業間の力関係で受取人負担となっていることが多いとの意見。

### 約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会 概要

#### 構成員

- 委員  
学識者、弁護士、大企業・中小企業
- オブザーバー  
中小企業団体、金融機関団体、フィンテック企業  
公正取引委員会、金融庁、経産省商サG

#### 論点

- (1) 約束手形の「更なる現金化」に向けたアクション
- (2) 手形サイトの長さ
- (3) 手形の割引料の負担
- (4) IT化・新しい決済手段の利便性とコスト

#### スケジュール

- 第1回 現状と課題(令和2年7月31日)
- 第2回 約束手形に関する論点について検討(令和2年8月19日)
- 第3回 中間とりまとめ(令和2年9月14日)
- 第4回・第5回 約束手形に関する論点について  
(令和2年11月16日・12月21日)
- 第6回 とりまとめ

## 2-4. 約束手形の利用の廃止等に向けた自主行動計画

### 1. 約束手形に関する考え方

#### ①約束手形の今日的意味

- 取引先に対する支払いを猶予する手段としての「約束手形」(サプライチェーンの下流(下請)に資金繰りの負担を求める構造は、もはや限界。)
- 「紙」を取り扱う手段である「約束手形」(商取引・決済の電子化を進める上での障害に。)
- 振出人・受取人ともに「やめたい」との意向(振出人の7割超、受取人の9割がやめたい。)

#### ②約束手形の利用をやめていくための課題

- 産業界全体での取り組み
  - ・ 「業界の商慣習」、「自社が受取人となる取引において支払い条件が改善されていないから」の声。
  - ⇒ 産業界全体で(=大企業から)約束手形を辞めていく必要性
- 金融機関の取り組み
  - ・ 振出人にとって有利な(約束手形の)手数料体系、電子記録債権の利便性の悪さ等の実態。
  - ⇒ 決済手段を提供する金融機関の取り組みも不可欠
- 自主的手法
  - ・ 業種によって現金化のサイクルに幅が存在。「廃止」には、こうした業種特性を踏まえる必要

### 2. 約束手形の利用の廃止等に向けた自主行動計画

◆今夏を目途に、産業界・金融業界による「約束手形の利用の廃止等に向けた自主行動計画」の改定・策定を進めると共に、その進捗等をフォローアップ

◆期間は5年間とし、毎年フォローアップの状況もみながら3年後に自主行動計画の中間的な評価を行い、必要な見直しを行う

#### <産業界> 自主行動計画の見直し

- ◆下請事業者への支払現金化の更なる促進(振出側が約束手形に伴うコスト(割引料等)を負担しない取引慣行を適正化)
- ◆さらに、こうした取組を大企業間取引まで広げ、手形サイトを含む納品から現金化までの期間全体の短縮化、約束手形から現金払・電子記録債権の利用等への移行を、大企業から順にサプライチェーン全体で目指す。

#### <金融業界> 新たに自主行動計画を策定

- ◆振出側に有利な手形利用実態の是正を促す手形の仕組み(料金体系)の見直し
- ◆電子記録債権の利便性向上によるより良い支払手段の利用促進



# 2-5. 型取引の適正化推進協議会報告書の概要

## (1) 課題と現状

## (2) 考え方

課題	現状
論点① 型の所有、取引条件	取引条件、型に対する指示が口頭等で曖昧
論点② 型代金・型相当費の支払	量産開始まで型代金・型相当費が支払われず、支払も24回分割払で資金繰りが苦しい
論点③ 型の廃棄・保管	廃棄の取り決めが不明確でサプライチェーン全体で共有化されておらず、廃棄の判断がされない。保管メンテナンス等の費用は受注側負担
論点④ 廃棄年数・保管費用項目等の実効的目安	産業実態に則し具体性のある目安の策定(自動車、産業機械、電機・電子・情報産業)
論点⑤ 型の技術・ノウハウ	発注側企業から、一方的に型、図面データ等の提供を要請され、第三者に譲渡等。

各課題について、型の所有実態、型に対する制限、要請等の内容を踏まえて、取引を**3類型に整理し、それぞれの類型に応じて、適正化を図る。**

### 【類型】

- A : 型についても**取引（請負等）を行う場合**
- B : 取引の対象は部品であるものの、型についても**部品に付随する取引として型相当費の支払いや製作・保管の指示等を行う場合**
- C : 上記以外の場合

## (3) 取引類型ごとの整理

類型	論点②		論点③		論点④	論点⑤
	所有権	支払方法及び支払の時期	廃棄	保管料	目安	技術・ノウハウ
A	発注側	完成品の引渡し時点での一括払い、資金繰りに課題のある受注側企業には <b>更なる前倒し</b>	発注側が、 <b>廃棄の取り決めを定め</b> 、取り決めに基づき廃棄	<b>発注側負担</b> (発注側が所有する型を保管させるため)	型の廃棄・返却の目安 ・ 量産期から補給期への移行の明確化 ・ 廃棄・保管に関する定期的な協議・連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>秘密保持契約を含めた取決めの書面化</b>（意図せざる図面やデータの流出防止）</li> <li>・ 型の<b>製作技術・ノウハウ</b>に対する<b>対価の支払い</b></li> </ul>
B	受注側	資金繰りに課題のある受注側企業には <b>一括払い、支払時期の前倒し</b>	協議して、 <b>廃棄の取り決めを定め</b> 、取り決めに基づき廃棄	<b>発注側負担</b> (発注側が保管等の指示を行うため)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄を前提に協議する型の経過年数の明確化</li> <li>-自動車 : 量産終了後15年</li> <li>-産業機械: 量産終了後10-15年</li> <li>-電機・電子: 最終生産後3年</li> </ul>	
C	受注側	-	受注側が独自に判断	<b>受注側負担</b> (受注側が独自に保管を行うため)	<ul style="list-style-type: none"> <li>型保管費用項目の目安</li> <li>・ 土地建物費等項目を明確化</li> </ul>	

論点① 各項目に係る取引条件の**明確化**と**書面化**の徹底

## 2-6. しわ寄せ防止総合対策の概要

- 「働き方改革の推進」と「取引適正化」は車の両輪であり、大企業等の働き方改革による下請等中小事業者への「しわ寄せ」の防止は、親事業者と下請等中小事業者の双方が生産性の向上・成長と分配の好循環を実現する上で共通の課題
- このため、厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁が一層の連携を図り、「働き方改革の推進」と「取引適正化」を一体的に推進するため **「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのしわ寄せ防止のための総合対策」**を策定（令和元年6月26日）

### <総合対策の4つの柱>

#### ① 関係法令等の周知広報

- ・労働局・労基署が、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用して周知
- ・「しわ寄せ防止キャンペーン月間」の設定による経営トップセミナーの開催等の集中的な取組
- ・労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会等における課題の共有と地域での取組の推進

#### ② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

- ・下請等中小事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合には、相談情報を地方経産局に情報提供

#### ③ 労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に向けた要請等・通報

- ・労働局から管内の大企業等に対し、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施
- ・下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公取委・中企庁に通報

#### ④ 公取委・中企庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報

- ・大企業の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反の「しわ寄せ」については、公取委・中企庁が、下請法等に基づき、厳正に対応
- ・実際に行った指導事例や不当な行為の事例（べからず集）の周知・広報の徹底

# 2-7. 下請ガイドライン策定業種、自主行動計画策定団体（令和2年10月末時点）

● 下請ガイドラインは現在18業種策定、自主行動計画は現在16業種49団体策定。

＜下請ガイドライン策定業種＞

業種		ガイドライン名称
製造	素形材	素形材産業取引ガイドライン
製造	自動車	自動車産業適正取引ガイドライン
製造	産業機械・航空機等	産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	繊維	繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	電気・情報通信機器	情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	情報サービス・ソフトウェア	情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
サービス	広告業	広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
建設	建設業	建設業法令遵守ガイドライン
製造	建材・住宅設備産業	建材・住宅設備産業取引ガイドライン
運輸	トラック運送業	トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン
情報	放送コンテンツ	放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン
製造	金属産業（旧鉄鋼）	金属産業取引適正化ガイドライン
製造	化学産業	化学産業適正取引ガイドライン
製造	紙・紙加工業	紙・紙加工産業取引ガイドライン
製造	印刷業	印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	アニメーション制作業	アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
食品	豆腐・油揚げ製造業	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚げ製造業～
食品	牛乳・乳製品	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～牛乳・乳製品～

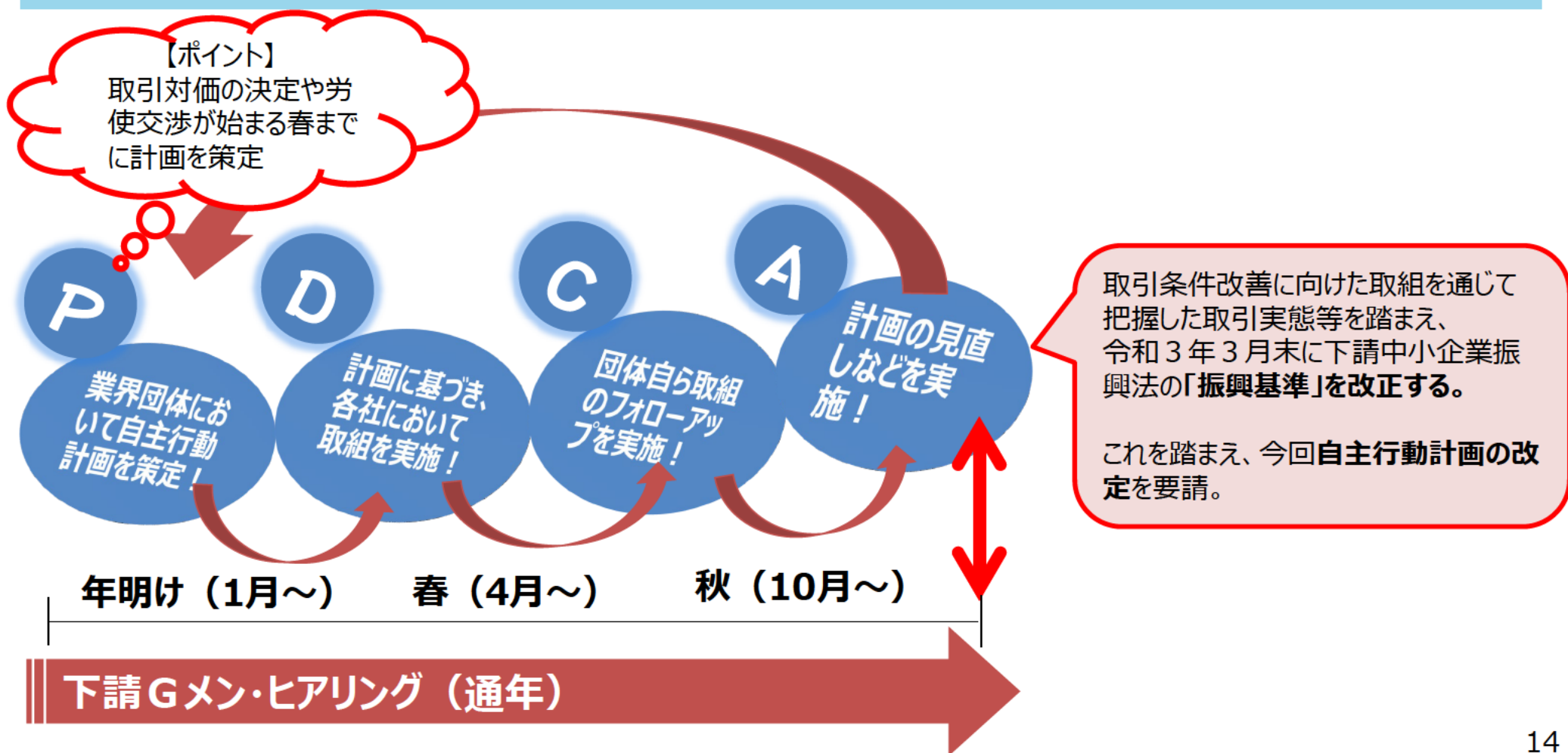
＜自主行動計画策定団体＞

業種		団体名
自動車		日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材		素形材センター等 計9団体
機械製造業		日本建設機械工業会 日本産業機械工業会 日本工作機械工業会 日本半導体製造装置協会 日本ロボット工業会 日本計量機器工業連合会 日本分析機器工業会
航空宇宙工業		日本航空宇宙工業会
繊維		日本繊維産業連盟等 計2団体
紙・紙加工業		日本製紙連合会 全国段ボール工業組合連合会
電機・情報通信機器		電子情報技術産業協会 ビジネス機械・情報システム産業協会 情報通信ネットワーク産業協会 日本電機工業会 カメラ映像機器工業
情報サービス・ソフトウェア		情報サービス産業協会
流通業	スーパー、コンビニ、ドラッグストア等の小売業	日本スーパーマーケット協会 全国スーパーマーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会 日本チェーンドラッグストア協会 日本ボランティアチェーン協会 日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会
建材・住宅設備		日本建材・住宅設備産業協会
金属産業		日本電線工業会 日本鉄鋼連盟 日本アルミニウム協会
化学産業		日本化学工業協会等 計6団体
警備業 ※警察庁より要請		全国警備業協会
放送コンテンツ業 ※総務省より要請		放送コンテンツ適正取引推進協議会
トラック運送業 ※国交省より要請		全日本トラック協会
建設業 ※国交省より要請		日本建設業連合会



## 2-8. 更なる取組の浸透と業種の拡大（PDCAサイクルの実施）

- 自主行動計画は策定して終わりではなく、**PDCAサイクルを回し、サプライチェーン全体での浸透を図っていく**ことが重要である。
- また、下請中小企業の取引条件改善に向けて、既存業種だけではなく、**他の業種にも自主行動計画の取組を広げていく**ことが必要である。



## 2-9. 令和2年度自主行動計画フォローアップ調査結果概要

- 経産省所管の自主行動計画策定業種（12業種44団体）が令和2年9～11月に調査を実施。
- 「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点三課題について、「不合理な原価低減要請」、「型管理の適正化」については改善。
- 一方、下請代金の支払条件については、「現金払い化」「手形等のサイト短縮」のいずれも若干悪化しており、今後の課題。  
※なお、本調査は当該年度内での実施状況について、各項目ごとに調査。  
（回答例：①概ねできた（実施済）、②一部できた（実施中）、③できなかった（未実施）の3択）
- 認識のズレの解消等を目的に、取引問題小委員会にて、策定業界団体が一堂に会し、公開の場で調査結果等について議論。

### <重点三課題 改善割合>

設問	発注／受注	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
① 不合理な原価低減要請を行わない／受けていない （「実施済」と答えた企業の割合）	発注	81%	81%	86%	89%
	受注	40%	51%	56%	59%
② - 1 型管理の適正化（※1） 型の返却・廃棄の促進（※「概ねできた」と答えた企業の割合）	発注	39%	39%	50%	55%
	受注	23%	15%	18%	22%
② - 2 型管理の適正化（※1） 型の保管費用の発注側負担（※「概ねできた」と答えた企業の割合）	発注	32%	40%	44%	48%
	受注	17%	13%	14%	17%
③ - 1 下請代金をすべて現金で 支払っている／受け取っている	発注	49%	53%	57%	52%
	受注	26%	28%	30%	27%
③ - 2 下請代金支払の手形等のサイトが60日以内（※2）	発注	14%	13%	18%	15%
	受注	10%	12%	14%	11%

※1 ②-1、②-2について、電機・情報通信機器は、発注側・受注側の区別がないため、30年度の集計のみ除外。

※2 ③-2手形サイトにおいては、「60日以内」の割合は回答項目「30日以内」「60日以内」の合計から算出。

## 【参考】自主行動計画フォローアップ調査結果

- 取引対価へのコストの反映状況については、発注・受注間で、認識に30ポイント以上の差がある。
- 「型管理の適正化」については、発注・受注ともに、「改善された・やや改善された」との回答が半数以上を占め、着実に改善している。

### ①適正な価格決定

- ・ 取引対価へのコストの反映状況について、全体として改善傾向。
- ・ 一方で、発注側と受注側での認識のズレは、依然30ポイント以上の差がある。

＜取引対価に「概ね反映できた」割合＞

	労務費			原材料価格			エネルギー価格		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
発注側	57%	68%	74%	69%	77%	80%	55%	68%	73%
受注側	20%	27%	36%	36%	37%	47%	21%	27%	33%

### ②型管理の適正化

- ・ 1年前からの改善状況について、「改善された」「やや改善された」との回答が、発注・受注ともに、半数以上を占め、「改善されていない」との回答を大きく上回っている。
- ・ 改善内容は、発注・受注ともに、「不要な型の廃棄が実現した」の回答が最多。

＜直近一年間での型管理に関する改善状況＞

	改善された	やや改善された	改善されていない	型管理の課題はない
発注側	30%	36%	9%	25%
受注側	11%	45%	28%	16%

## 【参考】自主行動計画フォローアップ調査結果

- 「支払条件」については、発注・受注ともに、「全て現金払い」の割合は若干悪化。
- 手形サイトは、大半が「90日以内」もしくは「120日以内」に偏っている状況。
- 大企業間取引の現金払い化については、取組が進んでいない。
- 「働き方改革」の影響については、特に影響はないという回答が最も多い。しかし、短納期発注等によるコストの適正負担については、発注・受注間で認識にズレがある。

### ③ 支払条件

- ・ 発注・受注ともに、「全て現金払い」は若干悪化。
- ・ 手形サイトについては、発注・受注ともに「60日以内」の割合が減少。大半が「90日以内」もしくは「120日以内」に偏っている状況。
- ・ 大企業間の取引においては、発注側の「全て現金払い」の回答率が35%で変化なし。

### ④ 働き方改革

- ・ 発注側企業・受注側企業ともに、「特に影響はない」という回答が最も多い。
- ・ 影響があるものとしては、「急な対応の依頼の増加」や「短納期での発注の増加」が挙げられている。
- ・ 短納期発注や急な仕様変更があった場合にそのコストを発注側が適正に負担したかどうかについて、「概ねできた」との回答率は、発注側と受注側で14ポイントの差が存在。

### **3. 新型コロナウイルス感染症対策に関する取組について**

### 3. 新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受ける下請等中小企業との取引に関する一層の配慮について

- 新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業への取引上のしわ寄せ防止のため、業界団体等を通じて、親事業者に配慮を求める要請文を令和2年2月14日に発出。
- その後の更なる感染症拡大を受け、年度末を迎えるにあたり、納期の延期等への柔軟な対応やコスト増を踏まえた適正なコスト負担など下請等中小企業への一層の配慮を行うよう、令和2年3月10日付けで再度配慮要請文を発出。

#### 1. 要請文（要約）

- ① 物資不足及び人手不足等に起因する納期遅れに対し、損失補填を求めることなく、柔軟な対応を行うとともに、取引を継続的に実施するよう努めること
- ② 原材料価格等の高騰及び短納期によるコスト増を踏まえた、適正なコスト負担を行うこと
- ③ 速やかな支払いや前金払等の柔軟な支払いに努めること
- ④ 発注の取消、または数量、仕様等の変更を行う場合には、下請事業者に損失を与えることとならないよう最大限の配慮を行うこと

#### 2. 事例(実際の声)

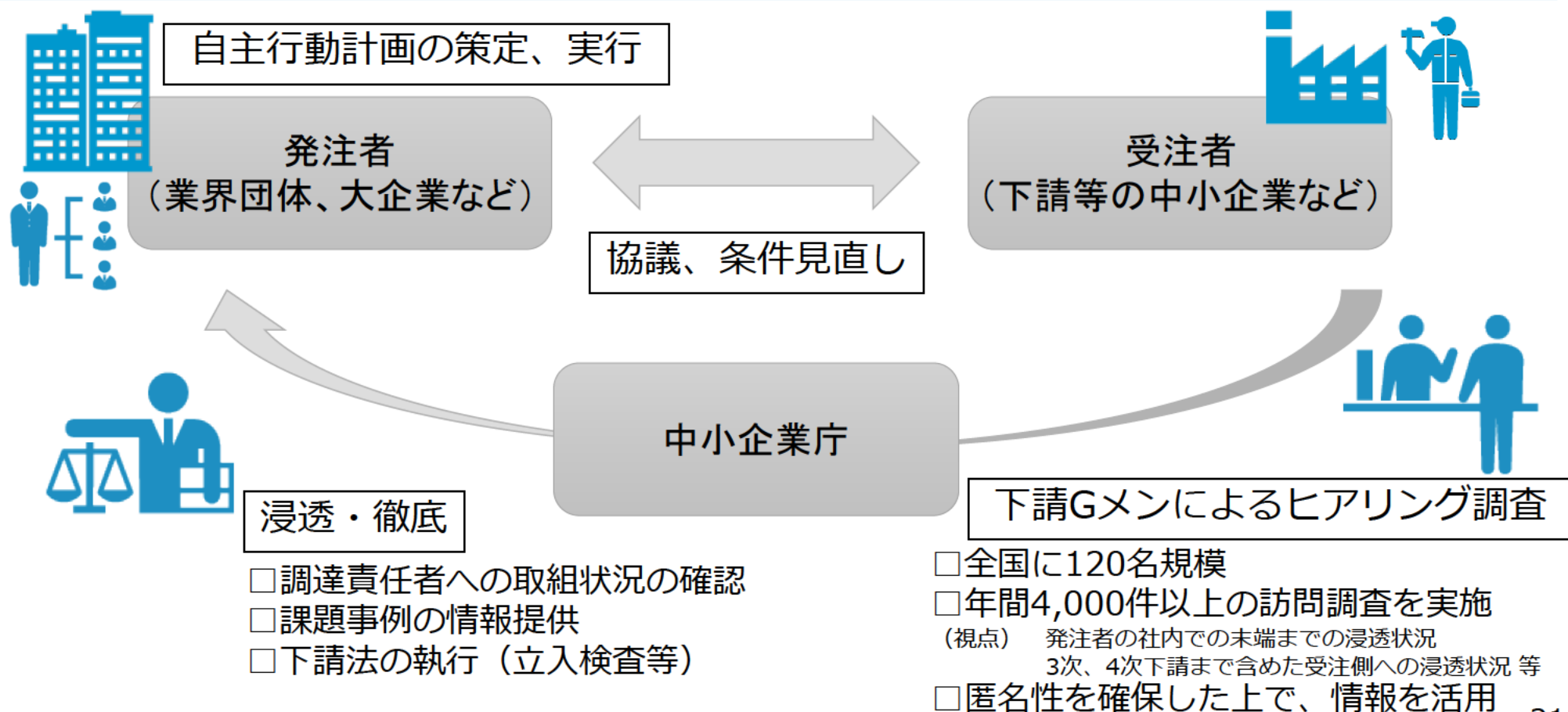
- 国内メーカーに発注した3点ユニット(バス・トイレ・洗面台)が、メーカーの中国の工場が稼働していないことから届かないため、元請事業者指定の工期に間に合わない。元請事業者社長は、とにかく何とかしろ、工期に間に合わなければ損害賠償になるという。【建設業】
- モーターの部品を武漢の会社から仕入れているが入荷が止まっており、日本国内の他の会社から仕入れて倍の費用がかかっているが、値上げは認められていない。武漢からの入荷が止まっている間は、コストの高い国内部品を仕入れなければならない。【産業機械】
- ショッピングモール内のイベントを受託していたが、新型コロナウイルス感染症の件で、様々なイベントが中止となり、4月末まで仕事の依頼は無いと通告を受けた。【イベント業】



## 4. 下請Gメンヒアリングについて

## 4-1. 下請Gメンヒアリングについて

- 平成29年から取引調査員（下請Gメン）を配置（当初80名、平成30年4月から120名規模）。全国の下請中小企業を訪問してのヒアリングを本格的に実施中。
- 年間4,000件の下請中小企業を訪問。聞き取った現場の声を発注者側にフィードバックし、取組の浸透、徹底を図る。（平成29年1月から令和3年1月まで、20,997件のヒアリングを実施。）



## 4-2. 下請Gメンヒアリング等を通じた具体的事例

- 下請Gメンヒアリング等において、型取引の保管料が支払われるようになった、手形支払いが手形から現金になったなどの**好事例が見られる一方、足下でも問題のある事例もあがってきている。**
- また、新型コロナウイルス感染症拡大による影響把握も実施。親事業者が発注の継続により下請事業者の売上を確保するなどの**好事例が見られる一方、「価格引下要請」「発注キャンセル」「納期延期」「短納期発注」など、問題となり得る取引事例も把握。**
- **下請代金法違反事案**に対しては、**公取委とともに改善指導や措置請求／勧告を実施。**また、**悪質な事例を整理・周知**することで発注側事業者の**危機意識を向上させ、問題事例の未然防止を図る。**
- 今後も自主行動計画策定業種を中心に計画的にヒアリングを行い、**問題事例を把握した場合には、更に同じ業種や同じ親事業者の他の取引について同様の事例が無いかが重点的に調査を行う。**

### ① 下請ヒアリング等で把握した事例

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例、()内は親事業者の業種/聴取時期

#### 知財・ノウハウの保護

- 特許が複数あり、親会社との共同出願が多い。親事業者とは特許権の持分等の取り決めがあり、問題はない。(自動車/8月)
- ▲ 当社が納品している製品を事前のアナウンスもなく、親事業者が内製を開始してしまった。(産業機械/7月)
- ▲ 当社が親事業者に提供した製品のデータがその親事業者の海外にあるグループ企業に許可なく転用され、安価な競合品の製造に使用された。一部については当社から働きかけて止めることができたが、現在も無許可のまま転用が続いている。契約内容を厳しくしたいが、当社から強く求め過ぎると取引停止の可能性が高いので言えない。(産業機械/8月)
- ▲ 型図面の提出を要求されたが、協力工場のノウハウも含まれているため拒否したところ、2020年に入ってから受注がなくなった。(産業機械/10月)

## 働き方改革に伴うしわ寄せ防止

- ▲ 親事業者の時間外勤務の短縮によって打ち合わせが先延ばしされたために発注が遅れ、短納期発注になる場合がある。(自動車/7月)
- ▲ 親事業者の業務改善・業務の効率化を理由に、親事業者が行っていた業務を当社で行うための設備投資(100万円以上)を要請された。(自動車/8月)
- ▲ 親事業者から、当社が働き方改革の取組みを行っているか否かの問い合わせがある。働き方改革に取り組んでいない下請事業者には二度と仕事が来なくなる。しかし実際には、その通りやっていたら間に合わないような納期で注文があり、土日も操業しないと間に合わない場合もある。(自動車/12月)

## 型取引の適正化

- 金型は全て親事業者からの貸与品であり、当社で倉庫を借りて保管している。1年前から親事業者2社が保管料を支払ってくれるようになった。保管料は保管する倉庫の面積や重さに応じ、2社合計で月々百万単位となっており大変助かっている。国からの後押しがあったものと推察され、感謝している。(電線・自動車/8月)
- 政府の取引条件改善の取組をまとめた資料を示して親事業者に交渉したところ、10年以上稼働していない金型と多数の残地生産部品の廃棄が了承され、月額20万円で借りていた倉庫も解約でき、固定費負担が無くなった。(自動車/8月)
- 型の底面積を算定基準として、2020年1月に当社及び当社の外注先に1年分の保管料が支払われた。(自動車/9月)
- 2020年3月から、型の保管もとに算出した保管料が支払われるようになった。(映像関連機器/9月)
- 親事業者がパートナーシップ構築宣言をするにあたり、金型の保管に関する覚書を交わして今後保管費用を支払うとの連絡が来ており、現在準備を進めている。(電機・情報通信機器/12月)
- ▲ 金型製作相当費の24分割払いの金利相当額を負担すると申し出があったが、資金繰りが厳しいため一括支払いの要請をしたところ、「他社も同様にしている」との理由で拒否された。(自動車/9月)
- ▲ 食品用トレーの型の廃棄の相談をしても、「取引先食品メーカーからの返事が来ない」「担当者が変わり詳細把握していない」など、明確な返答が貰えない。(食料品製造/10月)
- ▲ 現在200型以上の不稼働型を保管している。保管期間等についての取り決めはなく、費用も貰っていない。当社から親事業者に不定期に廃棄を要請しているが、了解が出るのは1割程度。親事業者は全く関心を持ってくれず非常に困っている。(産業機械/2月) 23

## 支払条件の改善

- 昨年までは親事業者の各工場によって支払条件が異なり、120日サイトの手形払いもあったが、2020年から全て現金払いになった。また、その親事業者の関連会社との取引においても手形サイトが短縮された。経産省の活動が浸透しつつあると感じている。(自動車/8月)
- 2021年4月より支払条件を電子記録債権サイト120日から100%現金払いに変更すると通知があった。(電機・情報通信機器/8月)
- ▲ 受け取る代金の支払方法がサイト120日のファクタリングであるため、当社の外注先への支払方法も月末締翌々月末支払いから改善できない。(航空宇宙/9月)
- ▲ サイト120日の電子記録債権で支払われている。サイトが長く、当社負担で割引しており、困っている。(建材・住宅設備/9月)
- ▲ サイト120日の手形払いだったが、現金払いにする代わりに値下げするよう要請された。(電機・情報通信機器/2月)

## 価格決定方法の適正化

- 親事業者の方から原材料の値上がりを当社に連絡してくれ、値上げ交渉をすることができる。(自動車/8月)
- 継続品に対して不定期に数%程度の値下げ要請があり、出来る範囲で応じているが、平成29年頃から一方的な押し付けは無くなり、協議のうえ妥協点が見出しやすくなった。(自動車/9月)
- ▲ 半年に1度原価低減要請があるが、満額回答するまで何度も要請があるため、強要と言わざるを得ない。(自動車/9月)
- ▲ 半期に一回、口頭で一律5%の値下げ要請がある。2020年の値下げ要請では「要請を断った場合、海外調達へ切り替える」と言われ、一部対応した。(電機・情報通信機器/9月)
- ▲ 発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず15年前から納品価格が据え置かれているものについて、価格改定を年に複数回申し入れ続けているが、明確な理由の説明もなく拒否されている。(自動車/10月)
- ▲ 書面又はメールで毎年5%の原価低減要請が来ているが、当社はコストダウンができる限界を超えており、対応に苦慮している。(航空宇宙/10月)
- ▲ 継続受注品の原材料費等の大幅上昇時に書面で改定を要請しているが、協議に応じてもらえず却下される。(産業機械/11月)

## 新型コロナウイルスの影響に伴うその他の事例

- 親事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響により発注数量が減った分の値上げを行ってくれた。(自動車/7月)
- 親事業者は当社の売上減少を少しでも食い止めようと、従来取引のなかった新しい製品を発注するなどの配慮をしている。(工作機械/6月)
- 新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少し当社の資金繰りが厳しくなったが、親事業者に相談したところ、支払いを早めてもらえた。(建設機械/7月)
- コロナ禍による当社の資金繰りを懸念して、支払方法をファクタリングから全額現金払いに変更してくれた。非常に助かっている。(半導体製造装置/7月)
- 親事業者は、当社に対する新型コロナウイルス感染症対策全般の指導や、有償支給原材料費の支払を1か月先延ばしにして運転資金の援助をしている。(自動車/7月)
- 親事業者は、9月の価格交渉において、原材料費が低下したにも関わらず、新型コロナウイルス感染拡大を考慮して取引価格の据え置き依頼に応じてくれた。(産業機械/10月)
- 親事業者は2020年8月に、24分割払い中だった金型代金の残金を一括で支払ってくれた。コロナの影響で資金繰りが悪化するであろう下請事業者への助成とのことで、多額の資金回収となり助かった。(自動車/2月)
- ▲ 親事業者から運賃を10%程度下げてほしいと要請があった。同業他社が運賃を下げてでも仕事を取りに来ていることもあり、やむなく応じた。(運送/8月)
- ▲ エンドユーザーからの受注がキャンセルになったため納品数量を減らしてほしいという要請があった。当然コストは増加するが、価格は据え置きで当社は受け入れるしかない。(自動車/6月)
- ▲ 親事業者担当者のテレワークに伴い発注通常よりもが遅れており、短納期発注が増えている。(電機・情報通信機器/6月)
- ▲ ほぼ全ての取引先から納期延期の要望があり、いつ引き取ってくれるのか分からない。保管費用、材料費の前払いなどの費用負担が発生するが、対応してくれる取引先はない。(航空宇宙/7月)
- ▲ エンドユーザーがリモート勤務になったために最終納品場所が確定しない等の理由で、ティア1に対する納期が延びている案件が発生している。同様に新規案件の商談も滞っている。(産業機械/7月)
- ▲ 全商品に対して一律5%の協力値引きの依頼が来ている。(化学/10月)



## 5. 下請法の指導事例

## 5. 中小企業庁による下請法に係る指導事例①

中小企業庁において、下請法違反のおそれがあるとして、事業者に対して実施した最近の主な指導事例は以下のとおり。

### (1) 鉄鋼業者に対する指導事例

： 価格決定方法の適正化関係

下請事業者との取引において、平成4年9月に定められた単価で令和元年10月に納品しているが、原材料費等の大幅な上昇等経済情勢の変化があったにもかかわらず、単価見直しを行っていない。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるため、令和2年1月に改善指導を実施した。

指導を踏まえ、親事業者は定期的の下請事業者との価格の改定について十分な協議を行うなど、発注金額の決定方法について改善を行った。

### (2) 生産用機械器具製造業者に対する指導事例

： 価格決定方法の適正化関係

下請事業者との取引において、下請事業者に対して「見積依頼書」が交付され、見積金額の回答を得ているが、同依頼書に前回実績価格を記載した上で「上記は前回実績価格です。同価格でお願いします。」と追記されており、同金額で価格が決定されていた。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるため、令和元年5月に改善指導を実施した。

指導を踏まえ、親事業者は下請代金額の決定に際して、下請事業者と十分な協議を行うなど、発注金額決定方法について改善を行った。

### (3) 機械等修理業者に対する指導事例

： 価格決定方法の適正化関係

下請事業者に対する発注については、「受注単価について」に基づき下請代金の額を決定しているが、当該「受注単価について」を策定する過程で同社との協議が行われた形跡が見られない。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるため、令和元年10月に改善指導を行った。

指導を踏まえ、親事業者は、発注金額について下請事業者と十分に協議し、その経緯や理由を明確にするなど、発注金額の決定方法について改善を行った。

## 5. 中小企業庁による下請法に係る指導事例②

### (4)輸送用機械器具製造業者に対する指導事例 : 型取引の適正化関係

下請事業者との取引において、製造委託した製品の金型について、当該金型の使用が見込めないにも関わらず、無償で保管させており、同社の説明によると「使用が見込めない金型の廃棄処分等を進めるなかで漏れが生じてしまった。」とのことである。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益提供要請に該当するおそれがあるため、令和元年12月に改善指導を実施した。

指導を踏まえ、親事業者は使用する見込みのない金型については、廃棄するなど改善を行った。

### (5)電気機械器具製造業者に対する指導事例 : 型取引の適正化関係

下請事業者との取引において、委託した成果物を製造させるため親事業者が所有する金型を下請事業者に貸与しているが、当該成果物の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該金型の保管に係る負担額及びその算出根拠を明確にせず、当該成果物の発注を長期間行っていないかった。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益提供要請に該当するおそれがある令和2年3月に改善指導を実施した。

指導を踏まえ、親事業者は金型の必要性を考慮し、金型の廃棄や保管費用負担の条件等について下請事業者と十分な協議を行った上で決定するなど改善を行う予定。

### (6)電気機械器具製造業者に対する指導事例 : 働き方改革への対応関係

下請事業者との取引において、注文書に記載している納期を「最短」を記載して発注しているが、短納期発注を行う場合に下請事業者が発生する費用増を考慮せず通常支払われる対価より低い対価により下請代金の額を定めている。

このような行為は、下請法が禁止する買ったときに該当するおそれがあるため、令和元年10月に改善指導を実施した。

指導を踏まえ、親事業者は短納期発注など個別の発注内容の違いを考慮し、下請事業者と十分な協議を行った上で単価を決定するなど、発注金額の決定方法について改善を行った。

## **6. 自主行動計画の改定について**

## 6. 自主行動計画の改定について

### 改定事項

#### ① 振興基準の改正事項の反映（本資料4P参照）

- 知的財産の取扱い
- 手形等の支払サイトの短縮化及び割引料負担の改善
- フリーランスとの取引
- 親事業者に対する協議を下請事業者から申し出やすい環境の整備

#### ② 自主行動計画フォローアップ調査の結果の反映

- 本日の議論を踏まえた改正

#### ③ 約束手形の5年後の利用の廃止等に向けた見直し（本資料10P参照）

- 振出側が約束手形に伴うコスト（割引料等）を負担しない取引慣行の適正化
- こうした取組を大企業間取引まで広げ、手形サイトを含む納品から現金化までの期間全体の短縮化、約束手形から現金払・電子記録債権の利用等への移行を、大企業から順にサプライチェーン全体で目指す。